

その他の相談窓口の ご案内

県や市町の総合的対応窓口に加え、以下の
相談窓口もご利用いただけます。

各種相談専用電話(愛媛県警察)

警察相談電話

📞 #9110 または 089-931-9110

性犯罪被害相談電話

📞 #8103 または 0120-282-114

民間支援団体による相談窓口

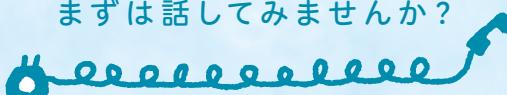
公益社団法人被害者支援センターえひめ

📞 089-905-0150

えひめ性暴力被害者支援センター(ひめここ)

📞 #8891 [NTTひかり電話からは
0120-8891-77]

まずは話してみませんか？



県・市町 総合的対応窓口 (支援金の申請窓口)

● 県

名称	担当課	電話番号
愛媛県	県民生活課	089-912-2336

● 各市町

名称	担当課	電話番号
松山市	市民生活課	089-948-6447
今治市	防災危機管理課	0898-36-1558
宇和島市	総務課	0895-49-7005
八幡浜市	総務課	0894-22-5988
新居浜市	危機管理課	0897-65-1282
西条市	人権擁護課	0897-52-1360
大洲市	危機管理課	0893-24-1742
伊予市	福祉課	089-982-7330
四国中央市	地域振興課 市民くらしの相談室	0896-28-6143
西予市	人権啓発課	0894-62-6492
東温市	社会福祉課	089-964-4406
上島町	総務課	0897-77-2500
久万高原町	総務課	0892-21-1111
松前町	危機管理課	089-989-5103
砥部町	地域振興課	089-962-7250
内子町	総務課	0893-44-6150
伊方町	総務課	0894-38-2655
松野町	町民課	0895-42-1113
鬼北町	総務財政課	0895-45-1111
愛南町	総務課	0895-72-1211

令和7年12月発行

愛媛県犯罪被害者等 支援金制度のご案内

愛媛県では、県と市町が連携し、
経済的支援を行っています
そのご遺族に
犯罪被害にあわれた方や



支援金の給付等には、一定の要件があります。

原則として、以下の共通要件を満たす方が対象です。

- 故意の犯罪による生命・身体の被害であること
- 被害を受けた時点で県内に住民登録があること
- 警察に被害届が受理されていること

※加害者と親族関係がある場合や、犯罪行為を誘発した
と判断される場合などは、対象外となることがあります。

支援金制度の申請窓口のご案内

愛媛県犯罪被害者等支援金制度の申請受付は、県またはお住まいの市町に設置されている「総合的対応窓口」で行っています。

これらの窓口では、支援金制度や申請手続きのご案内のほか、犯罪被害にあわされた方やそのご家族・ご遺族からのご相談・お問い合わせにも対応しています。

また、犯罪被害により生じた生活上のお困りごとに対しては、関係機関への情報提供・橋渡しを行います。

お困りの際は、ひとりで抱えず、
県またはお住まいの市町の
総合的対応窓口にご相談ください。

愛媛県 被害者支援金



支援金制度の詳細は、
[愛媛県ホームページ](#)をご覧ください。



6つの支援金メニュー

① 遺族見舞金 60万円

犯罪行為により亡くなられた方の第一順位遺族の方に給付します。

(遺族の範囲：配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)



② 重傷病見舞金 30万円

犯罪行為により重傷病を負った方に給付します。重傷病とは、療養の期間が1ヵ月以上かつ通算3日以上の入院を要する負傷・疾病に係る身体の被害をいいます。

(医師の診断が必要)



③ 精神療養支援金 5万円

犯罪行為により精神疾患を負った方に給付します。精神疾患とは、療養の期間が3ヵ月以上かつ通算3日以上労務に服せない精神的衝撃による精神の被害をいいます。(医師の診断が必要)

④ 転居費用助成金 上限20万円

犯罪行為により従前の住居に居住することが困難（再被害のおそれなど）となった方またはそのご遺族に転居費用を助成します。



⑤ 再提訴費用助成金 上限33万円

犯罪行為により死亡、重傷病または精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求について、再提訴をした方に再提訴費用を助成します。



⑥ 遺児支援金 3万円(1人あたり)

犯罪行為により亡くなられた方の遺児の保護者に、毎年度給付します。
※義務教育終了まで、または高等学校等に在学中の方（満19歳以上の方を除く）が対象。